

## 品川区町会・自治会トップランナー事業補助金交付要綱

制定 平成30年 4月 1日 要綱第 34号  
改正 平成31年 4月 1日 要綱第 50号  
改正 令和 3年 5月31日 要綱第174号

(趣旨)

第1条 この要綱は、町会および自治会（以下「町会等」という。）が行う事業のうち、先進的かつ魅力的な事業に対し、品川区地域振興基金条例（平成21年品川区条例第3号）に規定する品川区地域振興基金を活用した補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における町会等とは、品川区町会・自治会に対する助成金（環境整備・地域コミュニティ活性化・防災）交付要綱（昭和60年品川区要綱第69号）の規定に基づき、環境整備助成金の交付を受けている団体をいう。

(補助金交付の対象となる町会等)

第3条 補助金交付の対象となる町会等は、次条に規定する補助金交付の対象となる事業（以下「トップランナー事業」という。）を実施し、かつ、過去5年以内にこの要綱（改正前の品川区地域振興基金を活用したトップランナー町会・自治会支援補助金交付要綱を含む。）に基づく補助金の交付を受けていないものとする。

(トップランナー事業)

第4条 トップランナー事業は、次の各号に掲げる要件を満たしたものとする。

- (1) 先進的かつ魅力的であること。
- (2) 地域社会の振興を図ることを目的としていること。
- (3) 第7条に規定するトップランナー事業の決定（以下「事業決定」という。）を受けた年度内に実施すること。

(補助金額等)

第5条 補助金の交付額は、トップランナー事業に係る経費（以下「トップランナー事業経費」という。）の5分の4以内とし、1町会等につき1事業、20万円を限度とする。ただし、トップランナー事業に係る宿泊費、人件費および食糧費（事業において参加者に提供する食糧に係る経費は除く。）は、トップランナー事業経費に含まないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、既に他の要綱に基づく補助金の交付を受けているトップランナー事業に対する、この要綱に基づく補助金の交付額は、トップランナー事業経費から他の要綱に基づく既取得補助額を差し引いた額の5分の3以内とする。

(事業決定申請)

第6条 事業決定の申請（以下「事業決定申請」という。）を行おうとする町会等は、町会・自治会トップランナー事業決定申請書（第1号様式）に次の書類を添えて、区長に提出しなければならない。

- (1) 事業決定申請をする事業の事業計画書
  - (2) その他事業決定申請をする事業に関する資料
- 2 事業決定申請を行った町会等（以下「申請者」という。）は、区長が、当該事業の内容を把握するため、職員による聞き取り調査の実施を要請したときは、これに応じなければならない。

（トップランナー事業の審査および事業決定）

第7条 トップランナー事業の審査については、品川区地域振興基金活用推進会議設置要綱（平成21年品川区要綱第434号）により設置された品川区地域振興基金活用推進会議（以下「推進会議」という。）が定める審査基準に基づいて行うものとする。

- 2 推進会議は、審査基準に基づき、事業決定申請があった事業の内容を審査し、区長に答申する。
- 3 区長は、推進会議の答申を参考に事業決定をする。
- 4 区長は、事業決定をするにあたり、必要な条件を付することができる。
- 5 区長は、事業決定をした後、町会・自治会トップランナー事業決定通知書（第2号様式）により申請者に通知する。

（交付申請）

第8条 事業決定を受けた申請者が補助金の交付を受けようとするときは、町会・自治会トップランナー事業補助金交付申請書（第3号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、区長に提出しなければならない。

- (1) 事業決定を受けた事業（以下「決定事業」という。）の予算執行計画書
- (2) 決定事業に係る経費の見積書（写し）またはこれに代わる書類
- (3) その他区長が必要と認める書類

（交付決定）

第9条 区長は、前条の申請書の提出があった場合は、これを審査し、補助金を交付することを適当と認めるときは、町会・自治会トップランナー事業補助金交付決定通知書（第4号様式）により、申請者に通知する。

（請求書の提出）

第10条 補助金の交付決定（以下「交付決定」という。）を受けた町会等（以下「交付決定町会等」という。）は、区長が定める期日までに町会・自治会トップランナー事業補助金請求書（第5号様式）を区長に提出しなければならない。

（承認事項）

第11条 交付決定町会等は、その後に生じた事情等により、決定事業の中止または内容等の変更をしようとするときは、あらかじめ区長の承認を受けなければならない。

（完了届）

第12条 交付決定町会等は、決定事業が完了したときは、すみやかに完了届（第6号様式）に決定事業の決算報告書および領収書（写し）を添えて区長に提出しなければならない。

（補助金額の確定）

第13条 区長は、前条に規定する届出を受けた場合は調査を行い、交付決定

の内容および決定事業の実施結果を確認した後に補助金の交付額を確定し、町会・自治会トップランナー事業補助金確定通知書（第7号様式）により前条に規定する届出をした者に通知する。

（決定の取消し）

第14条 区長は、交付決定町会等が次の各号のいずれかに該当したときは、交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により事業決定または交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 交付決定の内容またはこれに付した条件に違反したとき。

（返還）

第15条 交付決定町会等は、前条に規定する交付決定の取消しがあった場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金の交付を受けているときは、遅滞なく返還しなければならない。

2 前項の規定は、交付決定を受け、既に交付された補助金の額が、第13条の規定により確定された補助金の額を上回っている場合において、その差額分について準用する。

（違約金）

第16条 交付決定町会等は、前条第1項の規定により交付を受けた補助金を返還する場合において、補助金の交付を受けた日から返還の日までの日数に応じ、当該補助金の返還額につき年10.95パーセントの割合で計算した違約金を納付しなければならない。

（委任）

第17条 この要綱で定めるもののほか、この事業の実施について必要な事項は、地域振興部長が定める。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和3年6月1日から適用する。

第1号様式（第6条関係）

年 月 日

品川区長 へ

申請団体名

代表者住所

代表者氏名

## 町会・自治会トップランナー事業決定申請書

品川区町会・自治会トップランナー事業補助金交付要綱に基づき、関係書類を添えて事業決定を申請します。

### 1. 申請事業名

### 2. 事業概要

### 3. 申請理由

### 4. その他（ヒアリング希望日時等がございましたら、ご記入ください）

添付書類 1. 事業計画書 2. その他資料

第2号様式（第7条関係）

番 号  
年 月 日

様

品川区長



## 町会・自治会トップランナー事業決定通知書

年 月 日付で申請があった事業について、品川区町会・自治会トップランナー事業補助金交付要綱に基づき、地域振興基金活用推進会議にて審査した結果、下記のとおりトップランナー事業として決定しましたので通知します。

### 記

1. 決定事業名
2. 補助金額等 補助金の交付額は、トップランナー事業経費の5分の4以内とし、1町会等につき1事業まで、20万円を限度とする。
3. 交付申請 町会・自治会トップランナー事業補助金交付申請書（第3号様式）に次に掲げる書類を添えて、提出すること。
  - ・決定事業の予算執行計画書
  - ・決定事業に係る経費の見積書（写し）  
またはこれに代わる書類

第3号様式（第8条関係）

年 月 日

品川区長 あて

申請団体名

代表者住所

代表者氏名

### 町会・自治会トップランナー事業補助金交付申請書

品川区町会・自治会トップランナー事業補助金交付要綱に基づき、関係書類を添えて交付申請します。

記

事業名							
申請額		十	万	千	百	十	円
事業経費 (内訳)	品名等	単価	個数等	金額			
	合計						
実施日	年 月 日から 年 月 日						

添付書類 1. 予算執行計画書 2. 見積書(写)またはこれに代わる書類

第4号様式（第9条関係）

番 号  
年 月 日

様

品川区長



### 町会・自治会トップランナー事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で交付申請があった町会・自治会トップランナー事業補助金について、品川区町会・自治会トップランナー事業補助金交付要綱に基づき、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

事業名							
交付額		十	万	千	百	十	円
事業経費 (内訳)	品名等	単価	個数等	金額			
	合計						
交付条件							
請求書 提出期限	年 月 日						

第5号様式（第10条関係）

### 町会・自治会トップランナー事業補助金請求書

事業名							
金額		十	万	千	百	十	円

年 月 日付番 号をもって交付決定のあった町会・自治会  
トップランナー事業補助金について、上記の金額を請求します。

年 月 日

品川区長 あて

申請団体名

代表者住所

代表者氏名

印



第6号様式（第12条関係）

品川区長 あて

申請団体名  
 代表者住所  
 代表者氏名

完 了 届

下記のとおり、町会・自治会トップランナー事業補助金対象事業が完了したので届け出します。

記

事業名							
交付額		十	万	千	百	十	円
事業経費 (内訳)	品名等	単価	個数等	支払額			
	合計						
事業実施日	年 月 日から 年 月 日						
添付書類	1. 決算報告書 2. 領収書 (写)						
要綱第13条による調査員氏名	地域センター					印	

第7号様式（第13条関係）

番 号  
年 月 日

様

品川区長



### 町会・自治会トップランナー事業補助金確定通知書

年 月 日付で完了届が提出された町会・自治会トップランナー事業補助金については、品川区町会・自治会トップランナー事業補助金交付要綱に基づき、下記のとおり交付金額が確定しましたので通知します。

記

事業名							
金額		十	万	千	百	十	円
交付済額							
差引金額							